サクッと小技　寒い冬には湯たんぽがおすすめ。繰り返し使えてエコなし、温かさもなかなかに長持ちです。寝るときに使う場合は低温やけどに注意して、ぬるめの温度にしましょう。

複式簿記の基本を学ぶコースです　第52回　春季

青色複式簿記講座

4月9日(金)開講　お申込み締切 4月6日(火)

こんな方に…
- ●簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- ●仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- ●複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい

※簿記検定の試験対策講座ではありません

開催要項

期間	4月9日(金)～5月14日(金) 10：00～12：00　※5月4日(月)は休講 毎週火曜日・金曜日全10回
会場	青色会館4階 ※場所は1回の地図をご参照ください
講師	東京地方税理士会小田原支部 加藤大輝税理士
受講料	会員6,000円 会員以外の方8,000円（テキスト代込）
持ち物	筆記用具／電卓／受講料（初回当日）
定員	9名（応募になる次第締切らせていただきます）

※会館の駐車場が不足するため、公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。

主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み　TEL 0465-24-2614　FAX 0465-24-3680　E-mail soudan@aoiro-odawara.com

年金・給与等の確定申告に必要な書類

1. 全ての年金や給与の源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金の支払証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書等
3. 前年分の確定申告書控（前年に申告している場合）
4. 医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」
   ※源泉徴収票記載の税額とセで同の場合、別時の連絡は受けられません
5. 金融機関名と口座番号が分かるもの
6. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
7. マイナンバーの添付書類（本人分）
8. 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問合せ先にご確認ください。

控除証明書等

- 生命保険料・地震（損害）保険料 ➡ 加入先の保険会社
  届く時期：前年10月頃
- 住宅借入金の年末残高証明書 ➡ 借入先の金融機関
  届く時期：前年10月頃
- 国民年金保険料 ➡ 日本年金機構　小田原年金事務所　0466-22-1391
  届く時期：前年11月頃
- 小規模企業共済掛金 ➡ 中小機構　コールセンター　050-5541-7171
  届く時期：前年12月上旬
- 国民健康保険料（税）➡ お住まいの市町村

源泉徴収票等

- 給与所得の源泉徴収票 ➡ 勤務先
  届く時期：1月頃
- 公的年金等の源泉徴収票 ➡ 日本年金機構　小田原年金事務所　0465-22-1391
  届く時期：1月中旬～下旬
- 個人年金の支払年金額等のお知らせ ➡ 加入先の保険会社
  届く時期：1月中旬～下旬
- 特定口座年間取引報告書 ➡ 開設先の証券会社等
  届く時期：1月中旬～下旬

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各関係会社先にお尋ねください。
※控除証明書・源泉徴収票等を紛失した場合は、年分違いに注意ください（令和2年分の申告に令和元年分や令和3年分の書類は使用できません）。

小田原税務署からのお知らせ

令和2年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・消費税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は
令和3年2月16日(火)～3月15日(月)です。

※土、日及び祝日は除き開設します。ただし、2月28日(日)及び2月29日(日)は開設します。

★ 受付　午前9時30分～午後4時　／　相談　午前9時～午後5時
→確定申告会場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です～
★ 入場整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。（詳しくは国税庁HPをご確認ください。）
★ 入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切り、後日の来場をお願いする場合があります。
★ 入口で検温を実施し37.5以上の発熱が認められる場合やマスク等の着用がない場合は、ご入場いただけません。
★ 税務署の証明書には限りがありますので、お届けのご来署、近隣への無料証明書のご提案をします。
★ 医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
※令和2年分申告については、確定書の添付や提示により控除を受けることはできません。
★ 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することはできないため、e-Taxの送信による青色申告特別控除65万円は受けられません。
★ 納期限にご注意ください。また、納税は便利な振替納税をご利用ください。

税目	納期限	口座納税を利用した場合
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

※感染リスク軽減のため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用下さい。（詳しくは、国税庁HPをご確認ください。）

県税事務所からのお知らせ

個人県民税の超過課税の概要

（水源環境保全税）

神奈川県は、良質な水を安定的に確保するため、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用して、森林や河川の保全・再生などに取り組んでいます。

第1期、第2期に引き続き、第3期（平成29年度から令和3年度）の「かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」を策定し、その財源を確保するための、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施しています。

財源となる超過課税に皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

税率

区分	標準税率(ア)	上乗せ税率(イ)（水源環境保全税）	超過税率(ア＋イ)
均等割	1,500円	300円	1,800円
所得割	4%0	0.025%	4.025%

※改善税は税額控除方式は、(ア)が2%、(ア＋イ)が2.025%となります。

適用期間

平成29年度から令和3年度まで（5年間）

税収規模

年額　約40億円
（納税者1人当たりの平均負担額　年額約800円）

◇問合せ先　小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000㈹

ご予約はお早めに。

会員限定無料相談

要ご予約　予約 24-2612

- 弁護士の法律相談会 10時～12時
  - 2月19日(金)
  - 3月2日(火)
  - 3月19日(金)
- 弁護士の相続相談会 10時～12時
  - 2月17日(水)
  - 3月17日(水)
  - 4月21日(水)
- 社労士の年金・社会保険相談会 10時～12時
  - 3月9日(火)
  - 4月13日(火)
  - 5月18日(火)
- 不動産コンサルタントの不動産相談会 10時～12時
  - 2月25日(木)
  - 3月25日(木)
  - 4月22日(木)
- 税理士の税相談会 14時～16時
  - 4月15日(木)
- 中小企業診断士の融資相談会 10時～12時
  - 4月7日(水)

※お出張の場合はご相談ください。

- 経営コンサルタントの経営相談会
  - 日時応談　予約 24-2614

【ご注意】同一内容のご相談は重複してできませんので予めご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

公式ウェブサイト

イベント、セミナー等の最新情報を随時更新中

Facebook

インターネットで情報発信中

Twitter

どこどこは「公益社団法人小田原青色申告会」が運営する情報検索サイトです。「あのお店ってどこだっけ」「こんなお店どこかにないかな」そんな時には「どこどこ」をご活用ください！

経理に不安のある方へ　記帳処理サービス

記帳支援事業（公益社団本来事業）

毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の担当者が付いた完全予約制。だから、安心・便利です。

ルサービスは、専属の担当者が付き、要領等の適切な青色申告特別控除65万円の適用をサポートするシステムです。会員の皆様方の税務コンサルタント、会計セミナー、経営相談サポートの一環としまして、是非ご利用ください。

税理士関与の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ！TEL 0465-24-2614（事業課）

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険(税)の納期限
- 【第6期分】中井町……3月1日(月)
- 【第8期分】小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町・湯河原町……3月1日(月)
- 【第10期分】松田町……3月1日(月)
- 【第11期分】真鶴町……3月1日(月)

○介護保険料の納期限
- 【2月分】(当期)　小田原市……3月1日(月)
- 【第8期分】中井町・大井町・松田町・山北町……3月1日(月)
- 【第9期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……3月1日(月)
- 【第11期分】真鶴町……3月1日(月)

○後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期限
- 【2月分】(当期)　小田原市……3月1日(月)
- 【第8期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……3月1日(月)

○市県民税(普通徴収)の納期限
- 【第8期分】南足柄市……3月1日(月)

○固定資産税・都市計画税の納期限
- 【第4期分】小田原市……3月1日(月)

○固定資産税の納期限
- 【第8期分】南足柄市……3月1日(月)
- 【第4期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町……3月1日(月)

県民共済　キャンペーンのご案内

県民共済は、「共助」の精神で、お互いに支え合う組織です。「共助」とは、「自分の掛金が、誰かの役に立つ」ということです。「自分の掛金が、誰かの役に立つ」ということは、「誰かの掛金が、自分の役に立つ」ということです。

編集後記

2月1日より、当会の確定申告指導会場がオープンしました。3月には大変な混雑が予想されますので、紙面をご確認の上で極力2月中の